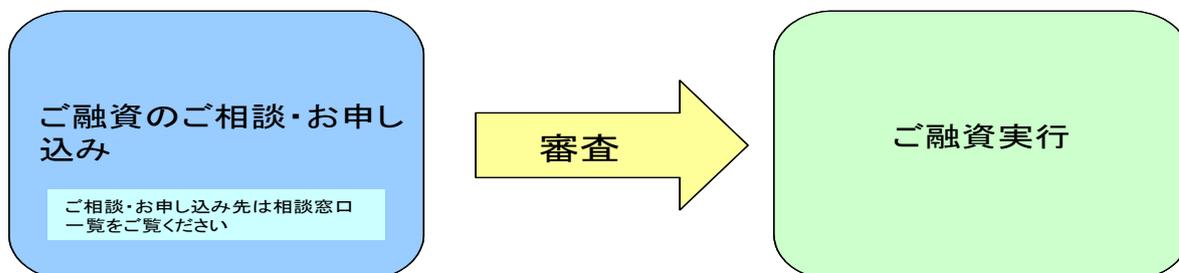


危機対応融資等のご案内

(制度概要)

DBJは、政府の「危機対応業務」についての業務規程を定め、主務大臣の認可を受けており、主務大臣が危機を認定した場合には、(株)日本政策金融公庫からのリスク補完等を受けて、中長期資金の貸付等の「危機対応業務」をご提供いたします。



(対象となるお客様)

危機事案の認定として認定された内外の金融秩序の混乱、又は大規模な災害、感染症等により被害を受けられたお客様（対象要件の詳細は相談窓口又はお客様の弊行担当者にお問い合わせください）。

(対象資金)

危機対応制度に定める範囲で設備資金、事業関連運転資金、返済資金、社債償還資金等が対象となります。

(ご融資額)

危機対応制度に定める範囲でお客様の資金ニーズ等を踏まえて、ご相談のうえ決めさせていただきます。

(金利)

期間とリスクに応じた金利体系に基づき、一般の金融情勢等に応じ決めさせていただきます。

(ご融資期間)

危機対応制度に定める範囲でお客様の返済計画や、設備資金の場合は設備耐用年数等に応じて決めさせていただきます。

(その他)

- ① ご融資の前提として審査をさせていただきます。
- ② 資金用途の確認をさせていただきます。
- ③ お申し込みからご融資まで、審査や各種手続きのため日数を要しますので、ご了承ください。

(ご相談・お申し込み方法)

ご相談・お申し込み先は相談窓口一覧をご覧ください。

以上